

佐野市監査委員告示第2号

定例監査の結果

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、平成29年度定例監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表します。

平成30年2月2日

佐野市監査委員 篠原 偉治

佐野市監査委員 若田部 治彦

第1 監査箇所

健康医療部（医療保険課、各診療所、いきいき高齢課、介護保険課、健康増進課、市民病院管理課）

第2 監査期間

平成29年11月15日から平成30年1月30日

第3 監査の結果

1 医療保険課、各診療所

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

2 いきいき高齢課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

3 介護保険課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

4 健康増進課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

5 市民病院管理課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。